

## Q & A ご質問と回答 (中小企業海外展開支援 普及・実証事業)

※背景がグレーの箇所が前回更新（4月21日）で、白地箇所が今回更新（4月28日）になります。

No	該当項目	Q	A	HP掲載日
<b>本事業全般について</b>				
1	全体	普及・実証事業に申請する企業は、必ず案件化調査を実施している必要があるか？	案件化調査をしていなくても、普及・実証事業に応募いただくことは可能です。ただし、一定の調査・準備が進んでいる提案が望まれます。	2014/4/21
2	全体	以前、他省庁の事業に応募し採択され調査を行った経験がある。その調査の実績を基に普及・実証事業に応募しようと考えているが、可能か？	可能です。	2014/4/21
3	提案事業内容	日本の食文化を海外に普及するビジネスは本制度に馴染むか？	本事業は対象国の経済・社会的な問題解決を目的とするため、日本食文化の普及のみでは本事業の趣旨とは合致しません。ただし、例えば日本酒メーカーが浄水処理技術を普及したり、蒲鉾メーカーが製造技術を普及する等の提案内容が課題解決に結びつく内容の場合にはJICAの制度を活用できる可能性はあります。	2014/4/21
4	提案事業内容	使用する機材の特性上設置条件に制約が多いため、調査が必要となる。そのための費用は請求可能か？	補完的な調査を再委託することは可能ですが、実証事業は、活動場所を特定している段階にある事業を対象としています。活動場所の調査が主たる提案であれば、案件化調査等ほかのスキーム活用のご検討ください。	2014/4/21
5	全体	英文事業名がPilot Survey for Disseminating SME's Technologiesとなっているが、協議議事録（サンプル）では、Verification Survey with the Private Sector for Disseminating Japanese Technologiesとなっている。どちらを正式名称として使用したらよいのか？	「Verification Survey with the Private Sector for Disseminating Japanese Technologies」が正式名称となります。企画書の英文名称もこちらで記載いただくようお願い致します。	2014/4/28
6	全体	青年海外協力隊員（JOCV）との連携についてはどのように考えればよいのか？	活動中の青年海外協力隊員（JOCV）を普及・実証事業の要員が行うべき業務を担当させることは想定していませんが、隊員の活動に支障がない場合は連携は可能です。	2014/4/28
7	全体	不採択となった場合再挑戦は可能か？	事業内容を練り直していただく等の上、再度ご応募いただくことは可能です。	2014/4/28
8	全体	契約段階では契約書に秘密保持が謳われているが、企画書提出段階における企画内容等の秘匿性は担保されるか？	企画書及び関連資料については審査員及びJICA内限りの扱いとなります。	2014/4/28
9	全体	上記各項目の回答をいただいた後に、その回答に対する関連で質問がある場合、受け付けていただけるのか？	企画書作成にあたって支障がある場合は、個別のご提案ではなく一般的なルール（企画書や提出書類の様式等）に限り、受け付けますので公示資料掲載HPの問い合わせ先までご連絡ください。	2014/4/28
10	全体	事業提案者の所在している市町村等から、地元企業の産業育成等を目的とした補助金などの公的援助を得た上で当事業を実施することは認められるか？事業提案者の直接人件費および資機材の購入費等の原価計上という条件から、事業提案者が事業を遂行するにあたり財務的に厳しい状況が予測されるため、それを補完することが目的である。	JICA業務そのものに、他組織の補助金を併用して投入することは、認められません。JICA業務と関連する業務に補助金を活用することは可能ですが、補助金等と本事業費の支出内容や目的が重複しないことを明確に説明いただく必要があります。募集要項102ページのNo. 1のQ&Aもご参照ください。	2014/4/28
<b>資格要件・提案要件</b>				
11	提案者	募集要項記載の中小企業基準を満たしていれば、上場していても問題ないか？	問題ありません。	2014/4/21
12	提案要件	応募できる国数は、1カ国のみと決まっているのか。	原則として1カ国を選定して提案ください。（事業の関係上、やむを得ず複数国にまたがる場合は、企画書にてその理由を記載願います。）	2014/4/21
13	提案者	募集要項102ページのQ & AのNo. 8で「提案事業で扱う製品に他社や大企業の製品・技術等が含まれてもよいのか？」との問いに対して、「提案可能」とあるが、大企業の製品が含まれることで、評価に影響するのか？	大企業の製品・技術等が含まれているか否かは評価に直接影響するものではありません。ただし、ご提案の中心となる製品・技術（ノウハウを含む）については、提案事業者の製品・技術である必要があり、他社から調達する機材はあくまでその中心の製品・技術を補完するものであることを企画書にて説明願います。	2014/4/28
14	提案者	自社の出資者（株主）に医療法人や社会福祉法人が入っているが、応募資格はあるか？	出資者に医療法人や社会福祉法人が入っているかどうかは参加資格要件に関係ありません。募集要項5ページにある参加資格要件に該当するかどうかをご確認願います。	2014/4/28
15	提案者	自社の出資者（株主）がJICAの草の根技術協力事業に採択されていて、事業実施中であるが、応募は可能か？	出資者にJICAの他事業を実施中の団体が含まれるかは参加資格要件に関係ありません。募集要項5ページにある参加資格要件に該当するかどうかをご確認願います。また、実施中の他のJICA事業がご提案内容に関連する場合は、企画書にてその関連性を説明願います。	2014/4/28
16	提案者	商社（主な事業内容：建設機械、部品等の売買および輸出入、土木工事等の技術相談・支援等）がもつノウハウにより他社あるいは関連会社の製品（本邦調達、現地調達または第三国調達）を活用する提案でもよいのか？あるいは、製品を製造している会社とJVを組む必要があるのか？	ご提案の対象となる製品・技術にはノウハウなどの無形の技術等も含むため、対象国の社会・経済的課題の解決に資するご提案であれば、商社による単独での提案も可能です。	2014/4/28
17	参加資格	参加資格について、JICAの競争参加資格を有しておらず全庁統一資格を有している場合、応募は可能か？	全庁統一資格のみではご応募できません。募集要項5ページにありますように参加資格要件の一つにJICAの「競争参加資格有資格者」である必要があります。JICAの競争参加資格への申請については募集要項の10～11ページをご覧ください。全庁統一資格を有している方と有していない方でご提出書類が異なりますので、ご注意ください。	2014/4/28
<b>提出書類・企画書等</b>				
18	企画書	企画書の15ページ以内とする制限は要約のページ数を含むのか？	含みます。要約と本文合わせて最大15ページ（要約は最大2ページ）でご記載ください。	2014/4/21

No	該当項目	Q	A	HP掲載日
19	企画書	企画書提出時に外部の見積証憑を提出する必要はあるか？	企画書提出時には必要ございません。仮採択後の契約交渉の際に確認させていただきます。	2014/4/21
20	関心表明書	共同企業体を結成する場合、代表会社のみが関心表明書を提出すればよいのか。それとも構成会社すべてが連名もしくは個別に表明書を提出すべきなのか。	構成会社全てについてご提出ください。その際、「提案予定の事業の概要」にて、共同企業体での提案を予定している旨と共同企業体の構成会社全社の名前を記載ください。	2014/4/21
21	提出書類	企画書と競争参加資格申請書の提出期限について、企画書については、募集要項8ページで「5/7消印の速達であれば5/8着でも良い」と読みとれるが、募集要項10ページの競争参加資格申請書については、そのような但し書きがない。上記2つの書類を一緒に5/7消印で提出した場合、5/8着でも認められるのか？	5/7消印の速達であれば受理します。但し、競争参加資格申請書に関しては今すぐにも提出頂けるものなので、可能な限り早めにご提出いただくよう推奨しています。	2014/4/21
22	提出書類	関心表明をした後、提案書を提出しない場合は問題ないか？	問題ありません。	2014/4/28
23	提出書類	別添資料4は「業務主任者、チーフアドバイザー」のみとなっているが、サブ・チーフアドバイザーを配置する場合別添資料は必要か？	ご提案として必要性がある場合にサブ・チーフアドバイザーにあたる方を配置いただくことは可能ですが、経歴書（別添資料4）は添付不要です。	2014/4/28
24	提出書類	提出書類に「財務諸表直近2年」とあるが、当社は3月末決算である。よって、平成24年3月末と平成25年3月末の決算書（財務諸表）の提出でよいのか？	直近の決算書類が確定していない場合は、平成24年3月末と平成25年3月末の決算書（財務諸表）の提出で結構です。	2014/4/28
25	格付	提案企業において大学卒業から2年以上経過していない従業員を参画させることは可能か？可能である場合、格付は6号として問題ないか？	大学卒業から2年以上経過していない従事者は、原則として参画することができません。	2014/4/28
26	提出書類	本事業提案に際し、すでにカウンターパートとは、本事業の実施地域や、本事業の結果を受けた、今後の展開について討議をしている。カウンターパートによる関心表明など、提案書提出の際に提出が望ましいようであれば準備をしたく、その提出方法について教えてほしい。	企画書、及び企画書別添資料1、2、3及び4以外の添付資料はご提出いただいても審査対象とはなりません。ただし、企画書内に記載することは妨げません。	2014/4/28
<b>事業実施国・事業実施国政府機関関連</b>				
27	事業実施国	廃水処理企業として中国の国立大学と話を進めている。募集要項13ページに中国に関する注意書きがあるが、これは支援できないという意味なのか？	募集要項に記載のとおり、我が国国民の生命や安全に直接影響するものに限定されます。ご提案の廃水処理技術が合致するかどうかは提案内容によります。	2014/4/21
28	事業対象国	カザフスタンは対象国に含まれないのか？	原則として在外事務所等の設置国となっているのは、現地での支援体制等を考慮したためです。ご提案頂く企画の内容によって例外として認められる場合もあります。	2014/4/21
29	事業実施国政府関係機関	相手国実施機関は政府関係機関である必要があるとのことだが、運営を民間にしようと考えている。同じ内容の事業を実施しているパートナーが運営に関わるのは問題ないのか？	現地民間企業との連携も可能ですが、相手国実施機関は政府関係機関である必要があるため、事業実施に際しては、相手国実施機関の実質的な関与が必要です。	2014/4/21
30	事業実施国政府関係機関	案件化調査を経ずに普及実証事業を行なう場合、相手国実施機関との合意状況をどのように証明したらよいのか？レターやMOUが必要なのか？	証明するためのレター等は不要ですが（参考情報として企画書のページ制限内で添付することは可能）、事業実施国政府関係機関との協議準備状況を企画書には記載願います。	2014/4/21
31	対象国	募集要項14ページの事業対象国について、中東地域が7カ国と記載されているが、具体的に記載されている対象国は6カ国であり、欧州地域が2カ国と記載されているが具体的に記載されている対象国は3カ国ある。どちらが正しいか？	具体的に記載されている対象国（中東地域6カ国、欧州地域3カ国）が正しいです。	2014/4/28
32	事業実施国政府関係機関	フィリピン国を対象としており、国立大学をカウンターパート機関として検討をしている。国立病院と同様に政府機関に該当するのか？	国立大学も事業実施国政府関係機関に含まれます。募集要項103ページQ&AのNo. 13にあるとおり、公的機関若しくは公的機関に準ずる機関（例：国営企業、国立病院、地方自治体等）は対象となります。	2014/4/28
<b>事業内容（事業分野、事業実施機関・実施体制・人材配置等）</b>				
33	対象分野	募集要項の14ページの事業対象分野に「農業（食料・食品分野を含む）」と「食料・食品」があるが、この違いは何か？	正しくは、「食料・食品」分野は「農業」分野に含まれるので「農業（食料・食品分野を含む）」になり、対象分野は9分野です。	2014/4/21
34	対象分野	食品や漁業は農業分野に含まれるか？	食品も漁業も農業分野に含まれます。	2014/4/21
35	対象分野	当社ではこれまで、国内の各地方の資源を活用した事業化・産業振興や、地域防災を通じた街づくり等に取り組んできた経験・ノウハウをもとに、「地方活性化パッケージ（仮）」や「防災支援パッケージ（仮）」等を創出し、日本の地方と同様の課題を抱える国・地域に対して事業展開を目指し準備を進めている。 「普及・実証事業」では、事業提案者が製品・機器や処理技術等の具体的なハードを持つことが前提であると認識しているが、例えば上記のような具体的な製品を伴わないソリューションを主体としたサービスは「中小企業の技術」の対象に含まれるのか？また、サービスを通じて策定される製品（当該地域に即した「防災マニュアル（仮）」や「専門人材育成プログラム（仮）」など）は、「中小企業の製品」の対象に含まれるのか？	普及・実証事業で対象となる「技術」にはノウハウ等の無形の技術も含まれます。そのため、貴社にて想定されているご提案内容についても、対象国の経済・社会的な問題解決に資する内容であれば、普及・実証事業の対象となります。 他方で、JICAには草の根技術協力のようにコミュニティ開発等の分野での技術協力を提案いただける支援メニューもありますので、ご提案に則したメニューに応募されることを検討願います。	2014/4/21

No	該当項目	Q	A	HP掲載日
36	業務主任者	業務主任者の主要プロジェクト経験の記載項目に国名があるが、海外での経験がない場合は記載をしなくてもよいのか？	海外での業務経験がある中小企業のみをを対象とした事業ではありません。日本での経験を記載することも可能です。	2014/4/21
37	業務従事者 (外部人材)	現地での機材の導入の据付、維持管理は別会社に頼む予定である。別会社を外部人材として計上可能か？期間は1か月から1.5か月である。	必要と認められる範囲内において、現地での機材据付に係る経費は外部人材ではなく機材製造・購入費に含まれます。 但し、維持管理に関しては本事業後、事業実施国政府関係機関が機材の維持管理を担うことになるため、必要な技術・ノウハウについては事業期間中に移転するような計画としてください。その際に外部人材が必要となる際はその背景・理由を企画書に記載願います。	2014/4/21
38	業務従事者 (外部人材)	A社、B社、C社で出資した中小企業X社が事業提案者となる場合、A社の人材の件数は計上可能か？	A社の人材がX社の役員・社員である場合、または、A社がX社と親子会社等の関連法人と認められる場合は、A社人材の件数は計上できません。関連法人か否かは、支配関係等を基に個別に判断します。	2014/4/21
39	本邦受入	相手国政府関係者以外に公社や企業の関係者を招へいすることは可能か？その場合の宿泊費や航空賃は経費に含めることができるか？	招へい対象者は基本的に公的機関の関係者となりますが、民間企業の関係者も必要性を説明いただければ、事業実施国政府関係機関からの了解を前提に可能です。ただし、その場合も本邦宿泊費、移動費は提案企業側の負担となります。	2014/4/21
40	資機材	これから国内で開発する製品を普及・実証事業で提案したいと考えているが、その開発費用は機材費の中に含めることはできるのか？	普及・実証事業ですすでに製品として国内外で販売実績がある製品・技術の提案が望まれますが、事業を実証する当該国にあわせて製品をカスタマイズするための費用は計上可能です。	2014/4/21
41	資機材	機材の事業実施国政府関係機関への引き渡しの手続き方法、期間等は、どこまで事業者提案として、考慮しておく必要があるか。	事業費で調達する機材は事業提案者による現地での据付・稼働確認等の検査をもって納品とし、JICAの所有資産となります。事業実施期間中は、JICAから事業提案者に貸与し、事業終了後は、JICAより事業実施国政府関係機関に譲与します。	2014/4/21
42	資機材	本事業で使用する機材の大きさは、現行製品より縮小したものにしようと考えているが、可能か。	現地の環境にあったものに機材の大きさを変更することは可能です。	2014/4/21
43	資機材	機材の台数について、展開先の複数の政府機関に複数台提供する、といった提案は可能か？	可能です。但し複数機関との署名取付などで準備に時間を要するリスクをご勘案ください。また、1台での実証ではなく複数台での実証がなぜ必要なのかを企画書に記載願います。	2014/4/21
44	資機材	対象国の実証実施地から機材を持ち帰ることは可能か？	原則、事業終了後は機材は事業実施国政府関係機関へ供与するため、機材を持ち帰ることを認めておりません。他方、自社負担で調達した機材を持ち帰ることは可能です。その場合、機材損料の計上は可能です。	2014/4/21
45	資機材	JICAが機材を事業実施国政府関係機関に譲与した後、当該機材を事業提案者が再利用することは可能なのか？	事業実施後は、事業実施国政府関係機関に適切な維持管理を求めますが、同機関が責任をもって適切な維持管理を約束できるのであれば、事業提案者を含む民間への委託は有ります。	2014/4/21
46	資機材	主たるハード機材は他社から購入し、主にソフト部分を自社による付加価値として加味した上で自社機材として完成させている。提案機材として問題ないか？	問題ありません。	2014/4/21
47	事業内容	「事業実施の主たる相手方（カウンターパート機関）として事業実施国政府関係機関が関与しない提案」とあるが、本事業終了後販売（普及）を容易にするため、対象病院以外に研修活動を行うことは可能か？ 具体的には、協力機関であるベトナム助産師会の会員に対する研修を考えている。	主要な対象は事業実施国政府関係機関である必要がありますが、必要性・妥当性が認められる場合には同政府関係機関の合意の上で民間団体も研修等の対象に含めうる場合もありますので、企画書にてご説明願います。	2014/4/28
48	事業内容	事業期間に販売活動を含むことができるのか？ 先日の説明会で可能であると聞いた。	事業提案者が当事業により収入を得ることは認められません。 ただし、提案機材・技術の現地適合性や普及の可能性を研修するためのテスト販売等が必要な場合、事業実施国政府関係機関が収入を得る前提でテスト販売を行うことは可能です。	2014/4/28
49	事業内容	「収入を発生せしめる活動は、業務委託契約の対象外とします。」とありますが、そのための経費は対象外であっても、事業実施期間中に販売活動は行ってもよいのか？自費での販売活動は可能ということか？		2014/4/28
50	業務従事者	提案製品の実証活動の中で必要となる周辺製品の資機材の据付やトレーニングを実施する場合、当該資機材の製造・販売企業の人材を「外部人材」とすることはできず、「外注」としなければならないか？	当該資機材の製造・販売企業の人材は「外部人材」や「外注費」には該当しません。ただし、現地での資機材の組立て・据付・製造等や試運転の必要がある場合に「機材製造・購入費」等において労務費を計上することは可能です。同社員による現地でのトレーニングについては、個々のケースにより異なりますので、仮採択後の契約交渉の場で確認させていただくこととなりますが、原則旅費のみの支給となります。	2014/4/28
51	業務従事者 (外部人材)	本事業の推進のため、本事業のみを依頼する顧問契約を行った個人を外部人材として活用することは可能か？もしも難しいのであれば、どのような契約形態であれば、個人を外部人材として活用可能か？	ご提案企業と従来より顧問契約を結ばれている場合は外部人材に該当しません。ご提案企業やその関連会社または資機材の調達先に所属されていない方を個人として外部人材として活用することは可能です。また、本事業の外部人材として個人を活用され、JICAのガイドラインに則り貴社と当該個人とで新たに交わす契約を顧問契約と呼ぶという意味であれば、外部人材として活用可能です。	2014/4/28
52	業務従事者 (外部人材)	外部人材として契約した個人をプロジェクトマネージャーとして活用することは可能か？	本事業でプロジェクトマネージャーという設定はございません。外部人材の総括業務を担当する「チーフアドバイザー」であれば、必要ご経験・能力を有されている場合は個人の外部人材をチーフアドバイザーに設定することも可能です。	2014/4/28

No	該当項目	Q	A	HP掲載日
53	業務従事者 (外部人材)	本事業において国立大学の先生にも参画していただく計画だが、外部人材とした場合、公務員である先生にも外部コンサルタントと同様に格付けに応じた基準月額をそのまま適用できるのか？ 公務員の先生に対する支払額についてJICAにおける規定などあるのか？	本事業では国立大学の先生についても通常の外部人材の格付けをご活用ください。ただし、JICAの基準月額は上限であり、人件費の単価について、各国立大学や地方自治体等外部人材の所属先と相談してください。	2014/4/28
54	業務従事者 (外部人材)	当社の計画では、コンサルタントを複数社使う予定。 この場合、チーフアドバイザーの経歴書は、各社分必要か？	必要ありません。複数社のコンサルタント等外部人材を活用する場合でも、外部人材の総括業務を担当される方1名をチーフアドバイザーとして設定ください。	2014/4/28
55	業務従事者 (外部人材)	募集要項の27ページに外部人材が所属する団体の定義が書かれているが、外部人材の所属する団体は、コンサルティング企業、他の法人ともに、募集要項11ページにあるような競争参加資格を有していることは必須条件になるか？	外部人材の所属団体についてはJICAの競争参加資格を有している必要はありません。	2014/4/28
56	業務従事者 (外部人材)	募集要項の28ページに「外部人材活用の際は、業務内容とその価格を明示した契約書を締結して下さい」との記述があるが、この契約は、仮採択後に交わす、という理解でよいのか？	そのとおりです。正確には仮採択より後の、ご提案企業とJICAの契約後に、ご提案企業と外部人材（所属団体）間の契約は締結いただくことになります。	2014/4/28
57	業務従事者 (外部人材)	「経理精算報告等の～外部人材を活用することも可能」とあるが、経理精算担当人材も、技術者同様の経験年数に基づく表2の格付け・基準月額単価を計上してよいのか？	外部人材の格付けは募集要項26ページの表2【格付けと基準月額表】に基づいて、決定いただきます。そのため、経験年数だけでなく、業務の内容と難易度と合致しているか、確認の上、決定ください。なお、格付けの妥当性については仮採択後の契約交渉にて確認させていただく場合があります。	2014/4/28
58	業務従事者 (外部人材)	事業提案者の代表取締役社長と同一人物が代表取締役社長を務める他企業の社員を外部人材として活用したいが認められるか？代表取締役は同一人物だが、事業提案者と当該企業とは資本参加、役員派遣等の関係はなく、親・子会社等の関連企業ではない。事業提案者が海外ビジネス展開を実施する際、当該企業(販売代理店)は、そのビジネスに参画する予定である。	代表取締役が同一人物である場合は、事業提案者と実質的支配関係にある会社と考えられますので、当該会社の社員を外部人材とすることは適切ではなく、認められません。	2014/4/28
59	業務従事者 (外部人材)	事業提案企業の製造する製品の販売代理店業務を受託し、当該製品の販売実績の有る企業の社員を外部人材として活用したいが認められるか？事業提案者が海外ビジネス展開を実施する際、当該企業(販売代理店)は、そのビジネスに参画する予定である。	募集要項26ページに記載のとおり、本事業で調達される機材や製品を生産、あるいは販売する企業の社員等を外部人材として含めることはできません。（業務従事者とすることは可能ですが、人件費の支給は対象外になります。）	2014/4/28
60	業務従事者 (外部人材)	事業提案者の製造する製品の販売代理店業務を受託しているが、当該製品の販売実績が一度も無い企業の社員を外部人材として活用したいが認められるか？また、事業提案者が海外ビジネス展開を実施する際、当該企業(販売代理店)はそのビジネスに参画する予定である。	事業提案者の親・子会社等の関連法人ではなく、本事業実施にあたって必要不可欠かつご提案企業が有していない知見を有する人物である場合、外部人材として活用することは可能です。	2014/4/28
61	本邦受入	普及・実証事業の提案企業の総代理店であり、将来は子会社化を計画している現地法人の人間を本邦受入活動として日本に呼び寄せる事は可能か？	本事業は事業実施国政府関係機関（公的機関）を対象に実施いただくものですので、子会社化を予定されている現地法人の人材に対して本邦受入活動に含めていただくことはできません。	2014/4/28
62	資機材	募集要項の26ページに「本事業で調達される機材や製品を生産あるいは販売する企業の社員等を「外部人材」として含めることはできません」と記載があるが、機材や製品を原価で仕入れるとしても認められないのか？	募集要項に記載のとおり、外部人材としては認められません。ただし、現地での資機材の組立て・据付・製造等や試運転の必要がある場合に「機材製造・購入費」等において労務費を計上することは可能です。	2014/4/28
63	資機材	実証期間中、機材を将来の譲渡先である現地政府関係機関から、カウンター・パート（民間企業）に貸与する形で実証するとして、当該カウンター・パート（民間企業）の所有地内の工場に設置することは認められないのか？	普及・実証事業においては、カウンターパート機関は事業実施国政府関係機関という名称を使用しており、公的機関若しくは公的機関に準ずる機関（例：国営企業、国立病院、地方自治体等）である必要があります。募集要項105ページのNo. 32のQ&Aもご確認ください。	2014/4/28
64	資機材	現地へ設置する機材の機材費が普及・実証事業の予算を超えるため、実証機材の一部を普及・実証事業で負担し、残りを現地自治体が負担する、という提案は可能か？ 現在検討している機材は石炭改質システムというものですが、現地ニーズに応えようとするとシステム一式で1億円を超える。このため、石炭改質システムの一部を普及・実証事業で負担し、残りの部分を現地自治体が負担することで事業費を実証事業費の予算枠内に抑えたいと考えている。	事業実施国政府関係機関に機材購入費の負担を前提とする提案は不可能です。	2014/4/28
65	資機材	現地での事業スタートに際して、機械装置の稼働に必要な供給電源をレンタルまたはリースによる発電機で対応した場合、事業の終了時点では当該発電機を引上げることになる。その際、機械装置への電源は現地設置場所建屋からの供給となるが、当該費用の負担はどうなるのか？資機材譲与の負担とできるのか？	本事業終了後は、本事業で購入した機材は事業実施国政府関係機関に譲与することになります。そのため、事業実施にあたっては事業終了後に事業実施国政府関係機関が独自で維持管理できる体制が必要になりますので、その点が確保できる仕組みをご検討ください。	2014/4/28
66	資機材	機材を事業実施国政府関係機関の借地において設置するという提案は可能か？	事業後に機材の維持管理が可能かどうかポイントとなります。短期的な契約地の場合は困難かと思われますが、長期的な利用が可能であることが確認できている土地であれば可能です。	2014/4/28
67	資機材	事業提案者が海外にある関連会社の製品を購入し、活用することは可能か？	関連会社等他社の製品・技術を活用する提案であっても、提案企業のノウハウ等により事業実施国政府関係機関のニーズに合致するのであれば提案可能です。	2014/4/28
68	資機材	事業提案者の製造する製品を現地での組立て・据付・試運転の必要があり、またその作業が事業提案者の社員のみが可能な場合、当該事業提案者の社員の直接人件費を「原価」に含めることはできるか？	認められます。 募集要項29ページにあるとおり、現地での組立て・据付・製造等や試運転の必要がある場合に、必要な事業提案者等の雇用する技術者の派遣等も原価に含めることができます。但し、格付け4号の基準月額を上限とします。	2014/4/28

No	該当項目	Q	A	HP掲載日
69	現地再委託	現地交通費を除く現地活動費（車両関係費、現地備人費、現地再委託費（現地据付工事含む））一式を、現地コンサルタントと契約し、現地での支払い一式は、現地コンサルタントにさせてもよいのか。	原則、現地での支払い一式を現地コンサルタントに委託することはできません。業務委託契約書第5条にあるとおり、本事業の業務の実施を第三者に再委託又は下請負することは禁止されております。ただし、現地の商習慣等の関係上、限られた一部を委託する必要がある等のご相談があれば、仮採択後の契約交渉にうかがいます。	2014/4/28
経理関連（予算・見積り等）				
70	支払い	経費の前払について経費項目に制限はあるのか？	対象は「直接経費」と「人件費」のみで、契約金額の4割が上限となります。請求額に「消費税及び地方消費税の合計金額」及び「管理費」を含めることは出来ません。	2014/4/21
71	支払い	前払いとなった場合、締日や入金等はどのようになっているか？	月単位の締日等は設けていません。入金を受注者が請求した日から起算して30日以内にいたします。	2014/4/21
72	見積り	現地の日系企業や現地コンサルタントを活用する予定である。この場合、①外部人材（直接人件費）なのか、②現地備人費なのか、若しくは③現地再委託費になるのか？	ご想定のご活用を契約にどのように入れ込んで頂くのが適当であるかは、ご提案事業内容や関係性等にて契約交渉等で確認させて頂くこととなります。一般的には、以下が相違点となりますので、適切と思われる経費で計上ください。 ①外部人材は提案企業の持たない技術・知見を有する人材が本事業に不可欠である際に対象となります。なお、本邦で調達される機材や製品を生産あるいは販売する企業の社員等を外部人材として含めることはできません。 ②現地備人費は通訳や機材操作技術者、事務作業スタッフ等を現地で業務の実施を支援する専任の人員が対象となります。 ③外部リソースに委託することが必要かつ適当な業務であり、成果品を設定して実施する契約形態に基づく業務。例としては測量、図面作成、水質検査等が想定されます。機材製造・購入に関わる再委託業務は、機材製造・購入費への計上となります。	2014/4/21
73	見積り	宿泊料について、募集要項の30ページでは「『業務従事日数－2日』を乗じる。」と記載がありますが、夜行便の場合一日増えるのか？	宿泊費は基本的に「単価×（日本発着を含めた日数－2）」となります。ちなみに募集要項の31ページのとおり「特定国は－1」になります。機内泊分の支給はありません。	2014/4/21
74	見積り	募集要項106ページのQ&Aに「機材損料」に関する質問があるが、その他のページに「機材損料」という項目はないが、どの項目で計上可能なのか？	機材購入費の項目で計上可能です。	2014/4/21
75	見積り	契約交渉時に相見積りが必要か？	原則として複数見積りにより各経費項目の妥当性を協議させて頂きます。ただし、レンタカー代や航空賃等については至近の実績値（領収書）やHP情報により説明することが可能です。	2014/4/21
76	見積り	海外進出に際し、初めて製品を製造する場合、どのように製造原価証明書を作成すればよいのか？	原価算出のための特定の計算方法は指定しておりません。原価計算の手法に基づき、提案事業者様側の判断で資料を作成頂いております。	2014/4/21
77	見積り	事業の実施予定地の宿泊料が高騰しているため、上限金額である11,600円を超えた計上は認められるか？	以下の国・あるいは都市については、11,600円を超えた宿泊料の計上が可能です： ナイジェリア（アブジャ、ラゴス）、 パプアニューギニア（ポートモレスビー、レイ、マダン、バニモ、マヌス、カビエン、キンベ、プカ/アラワ、マウント・ハーゲン、西部州、ポボンデータ） 詳細については、仮採択後の契約交渉の際にお伝えいたします。ただし全体の契約金額は上限以内に収めていただく必要があります。	2014/4/21
78	見積り	資機材を日本から持ち込むが、予想される最大の税率と項目で積み上げた安全サイドの予算計上で宜しいか？また、免除された場合の流用は可能か？	関税や付加価値税等については、必要と想定される金額を計上ください。免除された場合の流用の可否ですが、必要性・合理性・経済性に照らして支出が必要か確認させていただいたうえで、一定の制限のもと流用可能となります。	2014/4/21
79	計上可否	各種許認可を得ないと現地で使えない機材等を事業で使用する場合、承認を得るための諸費用は請求できるか？また、JICAとの契約期間終了後に費用が発生した場合、その費用を請求することは可能か？	事業費としては請求できません。 また、経費の計上は契約期間中に支出した経費に限ります。	2014/4/21
80	計上可否	札幌市からJRで新千歳空港に行き、そこから飛行機で成田まで行く旅費は認められるのか？	海外への渡航を目的とした業務上の合理的な行旅費であれば、内国旅費として認められます。	2014/4/21
81	計上可否	デモンストレーションを行う際、機械を作動するのにかかる費用や場所代等は見積りに入れるのか？	デモンストレーションの場所の電気代や水道代等は事業費の対象外です。10%の管理費での対応もしくは事業実施国政府関係機関の負担が想定されるため、事業実施国政府関係機関とも交渉の上ご提案ください。詳細は契約交渉で確認させていただきます。	2014/4/21
82	見積り	グループ企業や関連企業に発注する場合、マージンを乗せた発注は認められるか？	認められません。事業提案者あるいは子会社（グループ会社等）の製品である場合は、原則として「原価」を機材費等として計上し、その「原価」の妥当性を説明いただけます。	2014/4/28
83	見積り	見積作成時に使用するレートは、JICAの4月レートを使用すればよいのか？	4月又は5月のレートのいずれでも結構です。（適用レートは募集要項23ページ1.(2)参照）	2014/4/28

No	該当項目	Q	A	HP掲載日
84	見積り	外部人材の直接経費（旅費、現地交通費等）は契約内容に含めないが、とのことだが、日当や宿泊料の個人間での現金のやりとりは避けたい。企業間の契約書一つにまとめる方法があれば知りたい。	提案企業と外部人材の企業間の契約についてはそれぞれの企業で十分話し合っ決めてください。直接経費（旅費、現地交通費等）の扱いについては覚書、契約書等によって確認することをお勧めします。 なお、JICAとの契約相手先には外部人材は含まれないため、直接経費は受注者が支払うものとし、JICAから外部人材へ直接契約金額を支払うことはありません。	2014/4/28
85	見積り	今後の普及、ビジネス展開を進めるために、（今後の）顧客等の候補を、実証実験地に招待するための現地国内交通費・宿泊費を、費用として計上することは可能か？	直接経費での計上は認められません。	2014/4/28
86	見積り	長期の場合の減額規定は設けられているが、10月～1年を超える長期の場合には、宿泊施設を用意したほうが経費的に有利な場合が考えられる。日当、宿泊料について、派遣者の了解がえられれば、派遣期間に応じて、本人が不利にならない範囲で、100分の20を超える額の控除、または、支給日数の上限を定め、当該金額を計上してもよいのか？	宿泊施設を別途手配いただくことは可能ですが、規定に基づいての定額支給費となりますので、当該金額の計上は不可能です。	2014/4/28
87	見積り	資機材を事業提案者の子会社でなく、関連会社から購入する場合も、「原価」を機材費として計上するのか？	ご提案企業と関連会社の関係によりませんが、親子関係にある会社である場合は原価での計上となります。	2014/4/28
88	見積り	第三国から購入する場合、様式2「機材製造・購入・輸送」にはどのように記入をすればよいのか？「現地機材製造・購入費」として見積もるのか、もしくは費目名を変更してよいのか？ 例：②現地機材製造・購入費 → ②第三国機材製造・購入費	「現地機材製造・購入費」に計上したうえで、備考欄に第三国（国名）から調達する予定である旨を記載ください。	2014/4/28
89	見積り	実証対象の機材において、導入以降も自社による定期的な保守メンテナンスが、必要になるものがある。この費用は試運転や据付け費用のように機材費としての計上になるか、もしくは人件費としての計上となるのか？	当該機材を使用するにあたって、恒常的に発生する費用であれば、本事業終了後の機材譲与後のことを考慮すると、事業実施国政府関係機関に負担いただくのが望ましいです。なお、自社人材については人件費は計上できません。	2014/4/28
90	見積り	機材費は、「自社製造」の場合も含め、市場価格（標準価格）を記載するということがよいのか？	ご提案企業あるいは子会社等グループ会社の場合は、原則として市場価格ではなく、原価の価格を計上いただくこととなります。詳細は募集要項28～29ページをご覧ください。	2014/4/28
91	見積り	活動費の中に、現地工事の際の弊社の監督・指導業務等に要する時間工数を作業代として含めることができるか？	現地での組立て・据付・製造等や試運転の必要がある場合に、必要と認められる場合は技術者等の労務費を計上いただくことは可能です。	2014/4/28
92	見積り	最上部の項目名の隣にある合計欄（様式2-1であればD10セル）に記載する金額は、①千円未満を切り捨てた後の合計金額、②切り捨てる前の合計金額のどちらか？ ①の場合、様式2-2の直接人件費合計のチェックにおいて、様式2-2上の合計金額と一致しない。	各項目において、千円未満を予め切捨てた上で合計してください。	2014/4/28
93	見積り	様式2-4の雛形では1頁に印刷する設定となっているが、多くの行の追加を必要とするため、この設定では非常に読みにくくなってしまいます。印刷の向きを縦にする、または複数頁の印刷とする等と変更して問題ないか？	複数ページに印刷していただいても構いません。	2014/4/28
94	見積り	事業提案提案者の人材に対し許容される外部人材の数量など補強比率のような制約はあるか？また、提案者の人員が外部人材に比して少ない場合、積算の妥当性に関する評価に影響するか？	特に補強比率に関する制約はございません。ただし、提案の投入・積算内容が妥当かは審査の際に考慮されます。また、仮採択後の契約交渉でご相談させていただく場合もございます。	2014/4/28
95	見積り	提案製品が自社製品の場合、企画書提出時に根拠資料として製造原価計算書を提出する必要があるか？	仮採択後の契約交渉時の提出で結構です。	2014/4/28
96	見積り	カウンターパートに供与する機器とは別に、実証活動に使用する機材（事業実施終了後に持ち帰るもの）をハンドキャリーで現地に持ち込む場合、手荷物超過料金を「輸送費・保険料・通関手数料」に計上することは可能か？	可能です。	2014/4/28
97	見積り	本事業では、弊社の新しい製品を活用し、顧客へ利益を提供するESCOサービス事業を想定している。そのサービス事業の一部として、現地工事、検証機能を日本の外部企業による実施が必要となる。この部分の見積は、外部人材として計上するか、現地工事費として計上するか、どちらか？	現地工事費での計上が可能です。	2014/4/28
98	計上可否	資機材製造に必要なデータ収集等にかかる経費は、機材費に計上できるのか？	必要性・妥当性が認められる場合、計上可能です。	2014/4/28
99	計上可否	現地（モンゴル）で土地をレンタルする計画ですが、そのレンタル料は経費として認められるのか？	本事業では原則、事業実施国政府関係機関の所有地にて事業を実施いただくことを想定しているため、土地のレンタル代は認められません。	2014/4/28
100	精算	人件費（直接人件費＋その他原価＋一般管理費）の部分払は可能か。可能な場合、月報を中間成果物とみなし、それまでの現地調査分のみMM分が該当することになるのか？	可能です。契約交渉にて部分払の対象となる成果品を設定し、当該成果品に係る外部人材費（直接人件費、その他原価、一般管理費）を、受注者の検査調書を添付の上で、ご請求いただくこととなります。	2014/4/28
101	精算	精算時の経費項目間の費目間流用は可能か？可能な場合、対象となる費目、および流用の上限はあるか？	費目間流用は一定のルールに基づいて可能です。費目間流用のルールの詳細については仮採択後の説明会にてお伝えさせていただきます。	2014/4/28
102	精算	ベトナムには「レッドインボイス」という公式領収証制度があるが、ベトナムでの支出に対する信憑書類は、このレッドインボイス以外では認められないのか？私製領収証は認められないのか？	必要情報が記載等されていれば様式等は問いません。	2014/4/28